

京都市人事委員会議事規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年6月30日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市人事委員会議事規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会議事規則の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第21号とし、同条第19号の次に次の1号を加える。

(20) 退職手当の支給制限等の処分に係る諮問に対する答申

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)